

三次市立河内小学校不祥事防止 行動計画

令和7年4月1日

1. 本校の課題

- 教職員一人一人の規範意識や不祥事に対する当事者意識は高いと思われるが、職員相互の言動に対して適切に指摘し合いそれを受け止め合う風土をさらに高めなければならない。
- 一人一人が組織の一員であるという共有関係をより育て、報告連絡を確実に行うことができるようにしなければならない。

2. 行動目標

- 計画的・継続的な取組みを通して、不祥事根絶に向けた職員の意識と実践力を高める。
- 児童・保護者、地域住民から信頼される学校づくりを常に意識した取組を進める。

3. 具体的な取組

- (1) 日常的に、教職員相互の言動には気をつけ、不祥事に繋がるような不適切な言動にはその都度指摘し合い受け入れ合えるような職場の風土作りをより高めていく。
- (2) 不祥事防止委員会を定期的（原則毎月第2月曜）に開催し、学校の状況を検討し、それを反映させ、職員全体研修を効果的に実施していく。また、異変を感じたときは、速やかに協議し適切な取組を行う。
- (3) 計画的に不祥事防止に向けた全体研修を実施するとともに、管理職は、不祥事防止に関する新聞報道等の資料を随時提示(配布)し職員に指導する。
- (4) 「体罰・セクシャルハラスメント・障害などを理由とする差別相談窓口」の周知用掲示物を各教室や廊下等に掲示する。さらに、学校便りやPTA総会等にて保護者へ知らせ周知を図る。
- (5) 日常的に児童の実態把握や交流を行うとともに、定期的(6月、11月、2月)に、いじめ、体罰・セクハラ・パワハラアンケート(児童・保護者)、学校評価アンケート(1・2学期末)を実施し、実態把握に努めるとともに、課題等が生じた場合は迅速・適切な対応をする。また、その結果を全体会(学校説明会等)で保護者に公表する。